臨時号
令和７年
2025年 7 月

広報やわた

参議院議員
通常選挙特集

ホームページ
https://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所　　編集・政策企画部市長公室秘書広報課

〒614-8501　京都府八幡市八幡園内75　電話(075)983-1111　FAX(075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています

7月20日(日)は参議院議員通常選挙

投票　午前７時～午後８時　　**開票**　午後９時～　文化センター４階 小ホール

みんなそろって投票しましょう

参議院議員の任期満了に伴い「参議院議員通常選挙」が７月３日（木）に公示され、７月20日（日）に投票が行われます。

当日は、午前７時～午後８時で、市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。

八幡市で投票ができる人

参議院議員通常選挙に本市で投票できる人は、次の❶～❸すべてに当てはまる人です。

❶日本国民
❷令和７年４月２日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
※現在は住民でなくても、住民登録期間が３カ月以上であれば投票できる場合があります。
❸平成19年７月21日以前に生まれた人

最近引っ越しをされた人の投票について

最近、住所を異動された人の投票は、表の内容をご確認ください。

八幡市内で転居をした人	①	令和７年６月19日までに転居の届出をした場合	新しい住所地の投票所で投票	
	②	令和７年６月20日以降に転居の届出をした場合	転居前の住所地の投票所で投票	投票所入場券が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。
八幡市に転入をした人	③	令和７年４月２日までに転入の届出をした場合	新しい住所地の投票所で投票	
	④	令和７年４月３日以降に転入の届出をした場合	転入前の住所地の投票所で投票	前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登載されている必要があるため、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※上記以外に、短期間（約半年）に２回以上、住所変更（市内転居除く）をしていると今回の選挙に投票できない場合があります。該当される人は、早急に前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
※転出された人でも転出後一定期間（原則的に４カ月間）は、八幡市の選挙人名簿に登載されており、八幡市で投票することができる可能性があります。この場合「投票所入場券」に代え「お知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに、投票方法が記載されています。

投票支援カードとコミュニケーションボードについて

投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難な人は、期日前投票所やすべての投票所に投票支援カード（右の図）やコミュニケーションボードを用意していますので、ご利用ください。
※投票支援カードは、事前に市ホームページから入手することもできます。

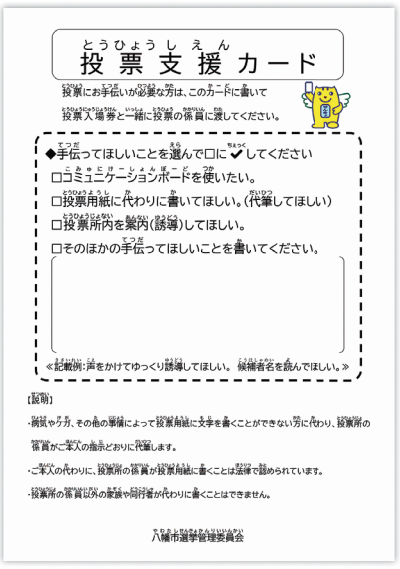
投票支援カード

投票にお手伝いが必要な方は、このカードに書いて投票入場券と一緒に投票の係員に渡してください。

◆手伝ってほしいことを選んで□に✔してください
□コミュニケーションボードを使いたい。
□投票用紙に代わりに書いてほしい。(代筆してほしい)
□投票所内を案内(誘導)してほしい。
□そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。

≪記載例：声をかけてゆっくり誘導してほしい。候補者名を読んでほしい。≫

【記載】
・病気やケガ、その他の事情によって投票用紙に文字を書くことができない方に代わり、投票所の係員がご本人の指示どおりに代筆します。
・ご本人の代わりに、投票所の係員が投票用紙に書くことは法律で認められています。
・投票所の係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。

八幡市選挙管理委員会

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会（市役所５階）　☎983-5635